



鳥取県公報

平成 19 年 5 月 11 日 (金)
第 7 8 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (422) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (423) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (424) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (425) (〃) 3
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (426) (〃) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (3件) (427~429) (耕地課) 4
	保安林の指定の解除予定 (430) (森林保全課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (431~433) (〃) 5
	指定居宅介護支援事業者の指定 (434) (東部総合事務所福祉保健局) 6
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (435) (〃) 7
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (436) (〃) 7
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (437) (〃) 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (日野総合事務所農林局) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (集中業務課) 11

告 示

鳥取県告示第 422 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
おか内科クリニック	鳥取市江津407-2	平成19年4月1日
さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	平成19年4月2日
もみじ薬局	鳥取市国府町宮下1165-3	平成19年4月16日
もとだクリニック	鳥取市国府町宮下1165	〃
なんぶ薬局	西伯郡南部町阿賀202-1	平成19年4月21日

鳥取県告示第 423 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
大石小児科医院	倉吉市西仲町2647	平成19年2月28日
森田医院	米子市上福原五丁目13-66	平成19年3月31日

鳥取県告示第 424 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
ケアタクシーあゆみ合同会社	西伯郡南部町天萬429-7	ケアタクシーあゆみ合同会社指定訪問介護事業所	西伯郡南部町天萬429-7	訪問介護	平成18年10月16日

社会福祉法人こ うほうえん	境港市誠道町 2083	認知症対応型 併設通所介護 事業所なんぶ 幸朋苑	米子市石井1238	認知症対応型通 所介護	平成18年11 月1日
社会福祉法人地 域でくらす会	米子市内町122	小規模多機能 型居宅介護い くのさん家	鳥取市湖山町西 二丁目237-2	小規模多機能型 居宅介護	平成19年4 月1日
なのはな薬局株 式会社	鳥取市雲山113 -20	なのはな薬局	鳥取市雲山113 -20	居宅療養管理指 導	平成19年4 月3日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
なのはな薬局株 式会社	鳥取市雲山113 -20	なのはな薬局	鳥取市雲山113 -20	介護予防居宅療 養管理指導	平成19年4 月3日

鳥取県告示第 425 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から当該指定に係る居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神田 駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター 大栄	東伯郡北栄町西園 506 - 1	平成 19 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 426 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護又は介護予防の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
----	------------	------------	-------------	-------

社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口 281-2	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会溝口訪問入浴介護事業所	西伯郡伯耆町溝口 281-2	平成 19 年 3 月 31 日
------------------	----------------	-----------------------------	----------------	------------------

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会	西伯郡伯耆町溝口 281-2	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会溝口訪問入浴介護事業所	西伯郡伯耆町溝口 281-2	平成 19 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 427 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を平成19年5月2日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 428 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を平成19年5月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 429 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を平成19年5月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 430 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町吉川字岩本322・323の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 431 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字上ミ澤ヶ瀧1498、字大谷西平1499の2、1499の3

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 432 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町大江字ヒツガナル1457から1459まで、字今磯ノ七1604、字長ハシリ1609、字今磯ノ六1610、字今磯ノ八1633

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 433 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町西谷字柳谷奥808、809、字梨子ノ木谷834、835、836の1、837、839の1、839の2、840から842まで、字奥目谷844の1、845の1、846の1、846の3、847の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 434 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
久大建材株式会社 代表取締役 霜 村芳照	鳥取市叶 110-1	居宅介護支援事業所き ゆうだい	鳥取市古海 693-1	平成 19 年 5 月 1 日

鳥取県告示第 435 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶼	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取	鳥取市扇町 115-1	平成 19 年 4 月 1 日

鳥取県告示第 436 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
有限会社清水 代表取締役 清水 真弓	鳥取市国府町糸谷 8-3	うさぎ薬局指定居宅介護支援事業所	鳥取市国府町糸谷 8-3	平成 19 年 4 月 16 日

鳥取県告示第 437 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 嶼	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター鳥取	鳥取市扇町 115-1	平成 19 年 4 月 1 日

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 30 日付鳥取県告示第 295 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

赤木 熊太郎	日野郡日南町河上字北平山 1322
安達 市藏	〃
井下原 善四郎	〃
井下原 吉太郎	〃
井下原 利十	〃
石田 幸春	〃
石田 由太郎	〃
入澤 直治	〃
川田 清次郎	〃
河田 和太郎	〃
新 太郎	〃
田中 房五郎	〃
長崎 市太郎	〃
長崎 角藏	〃
長谷部 長治郎	〃

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 3 月 30 日付鳥取県告示第 296 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石田 一正	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-30（次の図に示す部分に限る。）
〃	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-45
石田 忠男	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-44
〃	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-45
〃	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-31（次の図に示す部分に限る。）
梅林 寛治	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-3（次の図に示す部分に限る。）
大澤 敦	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-3（次の図に示す部分に限る。）
瀬尾 英雄	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-4（次の図に示す部分に限る。）
〃	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 537-4
堀田 正一	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-3（次の図に示す部分に限る。）
矢田貝武明	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-31（次の図に示す部分に限る。）
〃	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-45

- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
 4 通知の保管場所 鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 5 月 11 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 第 1 項の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 3 月 30 日付鳥取県告示第 297 号)の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

石田 一正	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-30 (次の図に示す部分に限る。)
石田 忠男	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-29 (次の図に示す部分に限る。)
梅林 寛治	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-3 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-3
大澤 敦	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-3 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-3
堀田 正一	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-3 (次の図に示す部分に限る。)
〃	日野郡日野町中菅字滝山西平ラ 537-3
矢田貝 武明	日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464-29 (次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日野町役場
 4 通知の保管場所 鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年5月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 借入物品等の名称及び数量、落札者の名称及び所在地並びに落札単価

借入物品等の名称及び数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札単価(複写機1台当たりの月額賃貸料及び複写に係る片面1枚当たりの保守料単価)
東部地区納入分			
ア 複写機(白黒 低速機) 5台	株式会社衣笠商会 鳥取支店	鳥取市商栄町110 - 6	4.19円
イ 複写機(白黒 中速機) 6台	株式会社ケイズ鳥 取支店	鳥取市商栄町176 - 2	1.29円
ウ 複写機(白黒 中高速機) 2台	株式会社愛進堂	鳥取市商栄町221 - 1	1.09円
エ 複写機(白黒 高速機) 1台	株式会社モリック スジャパン	鳥取市商栄町203 - 6	0.88円
オ 複写機(カラー 黒低速機) 26台	株式会社エコービ ジネス	鳥取市田島721	黒 1.00円 カラー 9.50円
カ 複写機(カラー 黒中速機) 1台	株式会社ケイズ鳥 取支店	鳥取市商栄町176 - 2	黒 1.14円 カラー 20.00円
中部地区納入分			
キ 複写機(白黒 低速機) 6台	株式会社衣笠商会 鳥取支店	鳥取市商栄町110 - 6	3.20円
ク 複写機(白黒 中速機) 4台	有限会社スイコー 商会	倉吉市宮川町159 - 4	1.19円
ケ 複写機(白黒 中高速機) 2台	株式会社ケー・オー ・エイ	米子市両三柳328	0.92円
コ 複写機(カラー 黒低速機) 10台	有限会社スイコー 商会	倉吉市宮川町159 - 4	黒 2.20円 カラー 12.00円
西部地区納入分			
サ 複写機(白黒 低速機) 5台	有限会社福井事務 機	米子市旗ヶ崎 2021- 7	3.10円
シ 複写機(白黒 中速機) 3台	株式会社ケイズ鳥 取支店	鳥取市商栄町176 - 2	1.39円
ス 複写機(白黒 中高速機) 2台	株式会社ケー・オー ・エイ	米子市両三柳328	0.91円
セ 複写機(カラー 黒低速機) 12台	株式会社ケー・オー ・エイ	米子市両三柳328	黒 1.00円 カラー 12.19円

ソ 複写機 (カラー 黒中速機) 1台	株式会社衣笠商会 鳥取支店	鳥取市商栄町110 - 6	黒	1.19円
			カラー	8.16円
東、中、西部地区納入分				
タ 複写機 (広幅機 (A0)) 1台	株式会社金居商店	鳥取市本町一丁目 203-4	賃借料	40,800円 22.00円
チ 複写機 (広幅機 (A2)) 2台	有限会社エイダン 事務機	鳥取市南安長3- 47	賃借料	10,000円 6.50円

- 2 契 約 方 式 一般競争入札
3 落 札 日 平成19年3月22日
4 入 札 公 告 日 平成19年2月6日
5 落 札 方 式 最低価格落札方式
6 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部庶務集中局集中業務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220